

甲賀市まちづくり基本条例改正（案）新旧対照表

第 18 条 改正案	第 18 条 現行
(まちづくり協議会) 第 18 条 まちづくり協議会は、区及び自治会をはじめ、地域の関係団体等が連携・協力し、広域的な地域課題の解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを推進する組織です。 2 まちづくり協議会は、その地域に住む又はその地域で活動する全ての市民を対象とし、広域的な視点を持って、将来を見据えより多くの人の参加及び自由な発想により特色ある地域をつくります。 3 まちづくり協議会は、地域の課題を解決するため、市長等及びその他の組織と協働してまちづくりに取り組むものとします。 4 市長等は、まちづくり協議会の地域づくり計画に基づく取組みに対して必要な支援を行います。 【解説】 まちづくり協議会は、当該地域の区及び自治会をはじめ、各種団体、NPO、企業等の参加により組織化され、地域の関係団体等が連携・協力し、区及び自治会だけでは解決できない広域的課題を話し合い、解決に向けて取り組む協議体（プラットフォーム）です。 まちづくり協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域づくり計画を策定し、地域が目指す将来像を描き、多くの人が関心と愛着を持って特色ある地域をつくっていくことを目指します。 市長等は、市民と行政が協働でまちづくりを進めることを基本にそれぞれの地域性や実情に合わせた柔軟な取組みや、地域の活性化につながる活動を支援します。	(自治振興会) 第 18 条 自治振興会は、区及び自治会をはじめ、地域の関係団体等が連携・協力し、広域的な地域課題の解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを推進する組織です。 2 自治振興会は、その地域に住む又はその地域で活動する全ての市民を対象とし、広域的な視点を持って、将来を見据えた地域づくり計画を策定し、より多くの人の参加及び自由な発想により特色ある地域をつくります。 3 市長等は、自治振興会の地域づくり計画に基づく取組みに対して必要な支援を行います。 【解説】 自治振興会は、当該地域の区及び自治会をはじめ、各種団体、NPO、企業等の参加により組織化され、地域の関係団体等が連携・協力し、区及び自治会だけでは解決できない広域的課題の対応や、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるための組織です。 自治振興会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地域づくり計画を策定し、地域が目指す将来像を描き、多くの人が関心と愛着を持って特色ある地域をつくっていくことを目指します。 市長等は、市民と行政が協働でまちづくりを進めることを基本にそれぞれの地域性や実情に合わせた柔軟な取組みや、地域の活性化につながる活動を支援します。

第 2 0 条 改正案	第 2 0 条 現行
(市民活動) 第 2 0 条 市民は、よりよいまちづくりのための役割を意識し、自主的かつ自立的な活動に努めます。 2 市長等は、協働によるまちづくりを円滑に進めるため、市民と市長等の間に立って支援する中間支援活動の体制強化に努めます。 3 市民及び市長等は、地域の将来を担う人材の発掘、育成及びその組織づくりを推進します。 【解説】 各地域にお住まいの方やN P O、社会福祉協議会等の各種団体が地域における様々な課題を解決するには、公益の増進に取り組む市民の活動が活発に行われることが重要です。 ここでは、公益の増進に取り組む市民の活動に対する行政の支援や、行政に委ねるだけでなく市民同士も支え合いながら、関心のない方への働きかけ、人材の発掘や育成、組織づくりについて述べています。※中間支援組織について・・・市民活動の活性化を図るための支援を行うとともに、多様な主体の連携を促進し、調整を行う組織です。行政と市民、市民と市民、市民と企業などの間で、中立的な立場で協働を推進する役割を担います。	(市民活動) 第 2 0 条 市民は、よりよいまちづくりのための役割を意識し、自主的かつ自立的な活動に努めます。 2 市長等は、市民自らが行う公益活動の積極的な支援に努めます。 3 市民及び市長等は、地域の将来を担う人材の発掘、育成及びその組織づくりを推進します。 【解説】 各地域にお住まいの方やN P O、社会福祉協議会等の各種団体が地域における様々な課題を解決するには、公益の増進に取り組む市民の活動が活発に行われることが重要です。 ここでは、公益の増進に取り組む市民の活動に対する行政の支援や、行政に委ねるだけでなく市民同士も支え合いながら、関心のない方への働きかけ、人材の発掘や育成、組織づくりについて述べています。